

# 国営かんがい排水事業実施要綱

平成元年 7月 7日付け元構改D第532号  
最終改正 平成31年 3月 29日付け30農振第3888号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産事務次官

## 第 1 目的及び趣旨

- 1 国営かんがい排水事業（以下「本事業」という。）は、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的とする。
- 2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第 2 事業の内容

- 1 本事業については、おおむね3,000ha（北海道、沖縄県、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）及び離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）をいう。以下同じ。）において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha）以上の地籍にわたる土地を受益地として実施することを基本とする一般型と、おおむね500ha（畑に係るものにあつては、100ha）以上の地籍にわたる土地を受益地として実施することを基本とする特別型に分類するものとする。

また、本事業の分類、種類及びそれぞれの内容は、次の表のとおりとする。